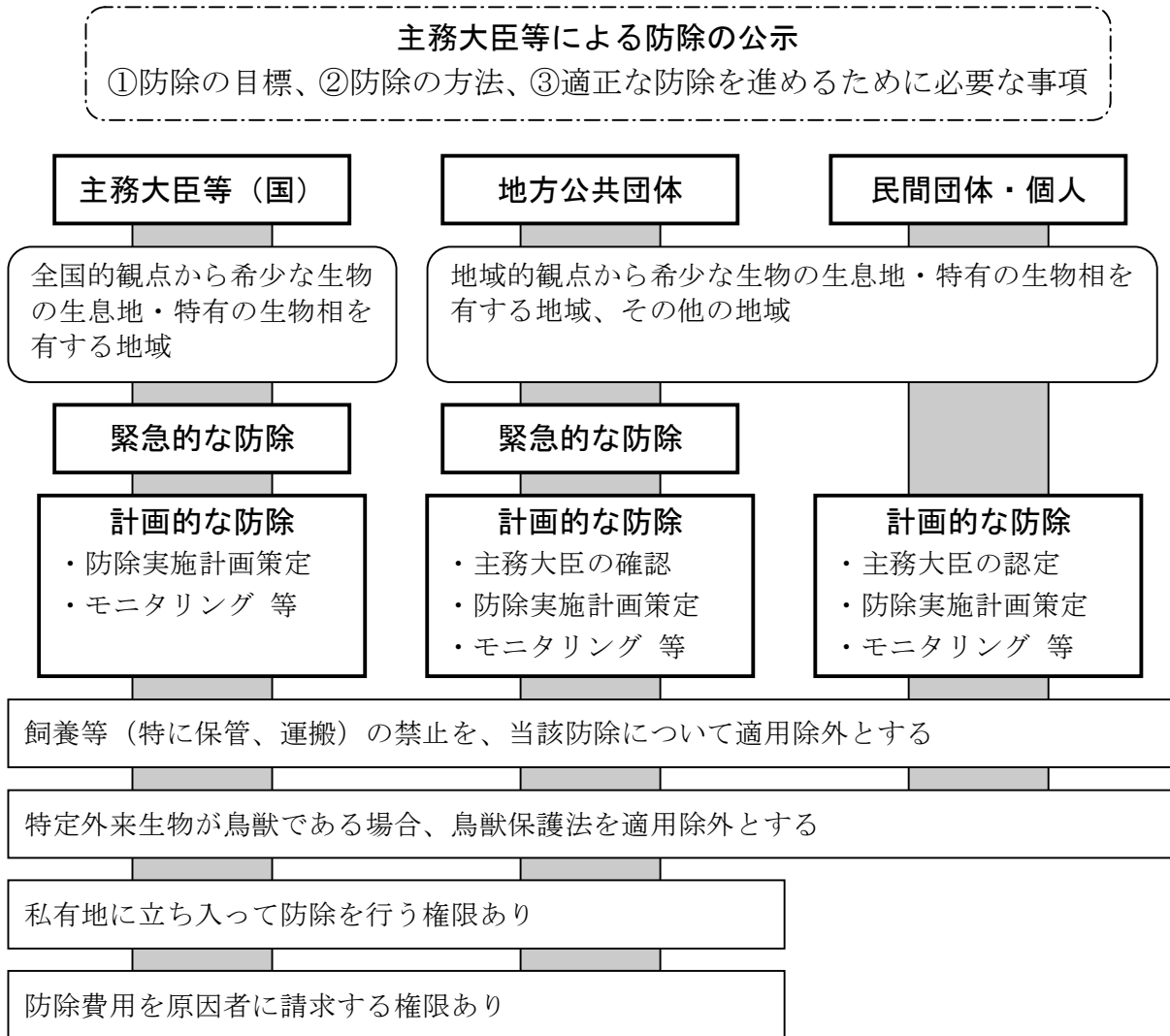


特定外来生物の防除について

【外来生物法に基づく特定外来生物の防除】

特定外来生物による生態系等に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行う。



【特定外来生物被害防止基本方針における防除の考え方（抜粋）】

- 特定外来生物が生態系等に被害を及ぼすおそれがある場合、必要に応じ、防除（捕獲、採取又は殺処分、被害防止措置の実施等）を行う。
- 地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。
- 特定外来生物が、既に広範囲にまん延して生態系等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合には、国、地方公共団体、民間団体及び土地の所有者・管理者等の関係者が連携して計画的に防除を進めることが必要。

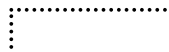
外来生物法におけるアライグマ等の防除について

野外における特定外来生物について、生態系等に係る被害を生じ、又は生じるおそれがある場合において、主務大臣及び関係行政機関の長が防除の公示を行い、被害の発生を防止するため必要があるときは、防除を行う。

防除の公示は関係都道府県の意見を聴いて行うこととしている。



外来生物法の該当条文抜粋



施行規則の該当条文抜粋

(主務大臣等による防除)

- 第11条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。
- 2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。
- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 二 防除を行う区域及び期間
 - 三 当該特定外来生物の捕獲、採取又は殺処分（以下「捕獲等」という。）その他の防除の内容
 - 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

(関係都道府県の意見聴取)

- 第14条 主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。
- 2 関係都道府県は、前項の送付があった場合において、法第11条第2項の規定により主務大臣等に意見を述べようとするときは、主務大臣等が指定する期日までに意見を提出するものとする。

(公示事項)

- 第15条 法第11条第2項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

(防除の公示)

- 第16条 法第11条第2項の規定による公示は、法第11条第2項各号に掲げる事項を、官報に掲載する方法で行うものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

- 第18条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第11条第2項の規定により公示された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

(防除の確認の申請)

- 第23条 地方公共団体は、法第18条第1項の確認を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
- 一 地方公共団体の名称
 - 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 三 防除を行う区域及び期間
 - 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要
- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した防除実施計画書（以下単に「防除実施計画書」という。）を添付しなければならない。ただし、緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合は、この限りでない。
- 一 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容
 - 二 防除の目標
 - 三 前二号に掲げるもののほか、従事者に関する事項その他の法第11条第2項の規定により公示された事項に適合することを証する情報

(防除の確認等)

第24条 主務大臣は、地方公共団体により提出された前条第1項の申請書及び同条第2項の防除実施計画書（緊急に防除を行う必要があると主務大臣が認める場合を除く。）が法第11条第2項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第18条第1項の確認をするものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第11条第2項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

(防除の認定の申請)

第25条 国及び地方公共団体以外の者は、法第18条第2項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
 - 二 防除の対象となる特定外来生物の種類
 - 三 防除を行う区域及び期間
 - 四 特定外来生物の捕獲等その他の防除の内容の概要
- 2 前項の申請書には、防除実施計画書及び申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類、定款又は寄附行為、登記簿の謄本並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類）を添付しなければならない。

(防除の認定等)

第26条 主務大臣は、国及び地方公共団体以外の者により提出された前条第2項の書類によりその者が適正かつ確実に特定外来生物の防除を実施することができ、かつ、その者により提出された同条第一項の申請書及び同条第二項の防除実施計画書が法第11条第2項の規定により公示された事項に適合していると認めるときは、法第18条第2項の認定をするものとする。

(主務大臣等以外の者による防除)

3 主務大臣は、第1項の確認をしたとき又は前項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第20条第2項又は第3項の規定によりこれらを取り消したときも、同様とする。

(防除の確認及び認定に係る公示)

第27条 法第18条第3項前段の規定による公示は、確認を受けた地方公共団体又は認定を受けた防除を行う者について、それぞれ第21条第1項各号又は第23条第1項各号に掲げる事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

2 法第18条第3項後段の規定による公示は、確認を取り消された地方公共団体の名称又は認定を取り消された者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）をインターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法で行うものとする。

○農林水産省・環境省告示第九号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第11条第2項の規定に基づき、プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関し、次のように公示する。

平成17年6月3日

農林水産大臣 島村 宣伸
環境大臣 小池 百合子

プロキユオン・ロトル（アライグマ）の防除に関する件

1 防除の対象 プロキユオン・ロトル（アライグマ）

2 防除を行う区域 全国

3 防除を行う期間 平成17年6月3日から平成23年3月31日まで

4 防除の目標

（1）生態系に係る被害の防止

次に掲げる地域ごとに、プロキユオン・ロトル（アライグマ。以下単に「アライグマ」という。）が既にまん延している場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、アライグマが今後被害を及ぼすおそれがある場合にはその監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

イ 全国的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

ロ 地域的な観点から希少な生物の生息地若しくは生育地又は地域特有の生物相を有する地域

ハ その他の地域（イ又はロに掲げる地域に被害が及ぶおそれがある場合には防除の必要性を検討する地域）

（2）農林水産業に係る被害の防止

地域の農林水産業に重大な被害を及ぼしていると判断される場合には被害の状況に応じて完全排除又は影響の低減を図ること、今後重大な被害を及ぼすおそれがあると判断される場合には監視に努めるとともに予防的な防除を行うこと等の適切な目標を定めて防除を実施するものとする。

5 防除の内容

（1）防除の方法

イ 調査

①アライグマの全国的な生息状況及び被害状況を把握するため、環境大臣及び農林水産大臣は情報の収集に努めるとともに、収集した情報の整理及び提供

を行うものとする。

- ②各防除主体においては、それぞれ防除を行う区域においてさらに詳細な生息状況及び被害状況の調査を可能な限り行い、効率的な防除に努めるものとする。

ロ 捕獲

地域の状況に応じ、わな等の捕獲猟具を効果的に用いて捕獲を行うこととし、その際、次の事項に留意するものとする。

- ①設置した猟具を適切に管理できる体制の整備等、錯誤捕獲及び事故の発生防止に万全の対策を講じるものとし、事前に関係地域住民等への周知を図るとともに、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「法」という。）に基づく防除を実施していることを証する書類の携帯をするものとする。
- ②防除に使用する捕獲猟具には、猟具ごとに、法に基づく防除のための捕獲である旨及び実施者の住所、氏名、電話番号等の連絡先を記載した標識の装着等を行うものとする。
- ③防除の対象となる生物以外の野生鳥獣の繁殖に支障がある期間及び区域は避けるよう配慮するものとする。
- ④鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護法」という。）第2条第5項に規定する狩猟期間中及びその前後における捕獲に当たっては、同法第55条第1項に規定する登録に基づき行う狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう適切に実施するものとする。
- ⑤わなの設置に当たり防除の対象となる生物の嗜好する餌を用いて捕獲を行う場合には、他の鳥獣を誘引し、結果として当該鳥獣による被害の発生の遠因を生じさせることのないよう適切に行うものとする。

ハ 捕獲等のための施設

アライグマを捕獲するための施設又は封じ込めをするための防護柵等を設置する場合には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成17年農林水産省・環境省令第二号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目に準じたものとする。

ニ 防除により捕獲した個体の処分

- ①捕獲個体は防除実施者の責任の下、適切に処分することとし、従事者等による個人的な持ち帰り及び野外への放置のないものとする。
- ②捕獲個体を殺処分する場合は、できる限り苦痛を与えない適切な方法により処分するものとする。
- ③捕獲個体については、学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的である場合に限り、法第5条第1項に基づく飼養、栽培、保管又は運搬（以下「飼養等」という。）の許可を得て飼養等を行うことができるものとする。
- ④捕獲個体の飼養等をしようとする者に譲渡し又は引渡し（以下「譲渡し等」

という。)をする場合は、譲渡し等の相手方が学術研究、展示、教育その他公益上の必要があると認められる目的で飼養等の許可を得ている場合又は法第4条第2号の規定に基づいて特定外来生物を適法に取り扱うことができる場合に限るものとする。

ホ 飼養等のための施設

捕獲個体の飼養等をするために用いる施設の構造及び強度並びにその細目については、施行規則第5条第1項第1号の基準及び同条第2項の規定による主務大臣が告示で定める基準の細目とする。ただし、捕獲個体をわな等に入れたままで一時保管する場合又は当該わな等を自動車の荷台に積んで譲渡先の施設に運搬する場合であって、当該わな等に施設設備が施されている場合その他の逸出防止の措置が講じられている場合は、この限りでない。

ヘ モニタリング

生息状況及び被害状況を適切にモニタリングし、防除の進捗状況を点検するとともに、その結果を防除の実施に適切に反映するよう努めるものとする。

(2) 在来生物の捕獲等を避けるための措置

わな等を設置して捕獲等をする場合は、原則として一日一回、定期的になな等を巡視するものとする。

(3) 関係法令の遵守

防除の実施に当たっては、関係法令を遵守するものとする。

6 防除の確認又は認定の要件

法第18条第1項による地方公共団体が行う防除の確認（以下「確認」という。）又は同条第2項による国及び地方公共団体以外の者が行う防除の認定（以下「認定」という。）は、当該防除の内容が第1項から前項までの規定に適合している場合であって、かつ、次の要件に適合する場合に行うものとする。

- (1) 防除実施計画の策定に当たり地域における合意形成を図るための協議又は検討を行った場合には、その経緯及び結果について防除実施計画書に記載していること。
- (2) 認定に関しては、防除を行う区域内の土地及び関係施設の所有者又は管理者との必要な調整を図り、その結果を防除実施計画書に記載していること。
- (3) 認定に関しては、防除実施計画を実行する財政的及び人力的能力を有していることについて、防除実施計画書に記載していること。
- (4) 原則として、使用する猟具に応じ、鳥獣保護法による狩猟免許を有する者が当該猟具を使用することについて防除実施計画書に記載していること。ただし、適切な捕獲と安全に関する知識及び技術を有していると認められる者については、免許非所持者であっても従事者に含むことができる。
- (5) 防除実施計画書において、防除の従事者に対し防除の内容を具体的に指示するとともに、従事者の台帳の作成及び更新の方法について記載していること。
- (6) 防除に伴い飼養等をするための施設がある場合は、当該施設の規模及び構造を明らかにした図面及び写真を防除実施計画書に掲載し、又は添付していること。
- (7) 鳥獣保護法第12条第1項又は第2項で禁止又は制限された捕獲は行わないこと。

- (8) 鳥獣保護法第15条第1項に基づき指定された指定猟法禁止区域内では、同区域内において使用を禁止された猟法により捕獲を行わないこと。
- (9) 鳥獣保護法第35条第1項で銃猟禁止区域として指定されている区域においては、銃器による防除は行わないこと。
- (10) 鳥獣保護法第36条に基づき危険猟法として規定される手段による防除は行わないこと。
- (11) 銃器による防除を行う場合は、鳥獣保護法第38条において禁止されている行為を行わないこと。

7 その他

(1) 防除手法等の技術の開発

環境大臣及び農林水産大臣は、効果的かつ効率的な防除手法、防除用具等の開発に努め、その成果に係る情報の普及に努めるものとする。

(2) 普及啓発の推進

各防除主体は、防除の実施に当たり、地域の関係者に防除の内容を周知するとともに、被害予防に係る方策等についての普及啓発に努めるものとする。